

Ⅱ. 後期基本計画

施策41 生涯スポーツの促進

施策の目指す姿

いつでも、どこでも、いつまでも、だれもがスポーツに親しむことのできる環境が整備され、多くの市民が日常的にスポーツ活動を行っています。

施策の現状

スポーツ推進計画に基づき、週1回以上スポーツをする市民の割合を50%以上にすることを目標に、各種の取り組みを実施しています。

このような中、令和2年2月に実施した調査では、週1回以上スポーツを実施している市民の割合は32.4%という結果でした。

これまでの取り組みのうち、市民のスポーツ活動の促進については、ライフスタイルやニーズに応じた各種スポーツ教室などを開催するほか、各地区で毎年開催される市民体育祭の支援を行っています。また、スポーツ推進委員が地域においてスポーツの指導や普及に取り組むとともに、レクリエーション協会が、様々なスポーツを親しむ機会を提供しています。

競技スポーツの振興については、体育協会の加盟団体が各種大会を通じて競技力の向上に取り組むとともに、体育協会の主催事業として、市民ゴルフ大会やクロスカントリー大会をはじめとした、各種スポーツ行事を開催するほか、成績優秀者の表彰も行っています。スポーツ少年団では、加盟している各単位団で、団員の健全育成に主眼を置いて技術の向上に取り組むとともに、指導者を対象とした研修を行っています。また、本市には、競技スポーツのトップレベルで活躍する企業チームやクラブチームがあることから、各種スポーツイベントの開催やアスリートの招へいにより、一流のスポーツ技術に接する機会を充実させるなどして、競技スポーツへの関心を高めるとともに、その魅力を市民に広く伝える取り組みを推進しています。

スポーツ施設については、市民総合体育館及びプールを併設した地域スポーツ施設、県内屈指のテニスコート、入間川河川敷の多くの多目的グラウンドに加え、武道の新たな拠点施設の整備を推進しています。

施策の課題

- 市民のスポーツ活動を促進するためには、年代、性別、障害の有無などにかかわらず、だれもがスポーツに親しむことのできる場や機会を充実する必要があります。

主なとりくみ

(1) 市民のスポーツ活動の促進

- スポーツに関する様々な情報を一元化し、公式ホームページなどを通じて、広く発信するとともに、年代、性別、障害の有無などにかかわらず、子供から高齢者まで幅広い世代を対象に、スポーツに関する教室や行事などを充実します。
- スポーツ・レクリエーション関係団体の活動を支援するとともに、総合型地域スポーツクラブの拡充に向けて、情報提供や相談などを充実します。
- 市民のスポーツ活動を支える人材を確保し、活動の活性化を推進します。

(2) 競技スポーツの振興

- 競技スポーツ関係団体の活動を支援するとともに、アスリートを招へいするなどして、一流のスポーツ技術に接する機会を充実します。
- 青少年の競技スポーツの普及と技術の向上を担う指導者を確保します。

(3) スポーツ施設の充実

- 既存スポーツ施設や学校体育施設の有効利用を推進するとともに、企業や大学などが保有する施設の市民への開放を促進します。
- 公式規格を有するスポーツ施設の整備に向けて推進を図ります。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
週1回以上スポーツを実施する市民の割合	32.4%	50.0%
公共スポーツ施設の利用者数	879,733人	880,000人
スポーツ教室・行事への参加者数	19,874人	20,700人
アスリートとのスポーツイベントや講演会等の参加者数	397人	800人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- スポーツ活動に積極的に取り組み、健康寿命の延伸や共生社会の実現を図り、スポーツを通じて培った人とのつながりを地域活動などに活かしましょう。
- 競技スポーツに取り組み、各種の大会などで優秀な成績を収めることにより、本市を広くアピールしましょう。また、競技スポーツを通じて、次の時代を担う青少年を健全に育成しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール3 すべての人に健康と福祉を
- ゴール4 質の高い教育をみんなに
- ゴール17 パートナリシップで目標を達成しよう

